

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 49 号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第22条第 1 項、第25条第 1 項及び第26条第 1 項に規定する副課長、副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、世界遺産登録推進室長、就労支援室長、地域医療体制整備室長、施設整備室長、水資源調整室長、県立高校再編整備推進室長、教育情報化推進室長、<u>人権・同和教育室長並びに全国高校総体推進室長</u>をいう。</p> <p>(7)～(19) 略</p>	<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 本庁等の各課の副課長 組織規則第22条第 1 項、第25条第 1 項及び第26条第 1 項に規定する副課長、副センター長、教育委員会事務局副課長、警察本部会計課課長補佐、監査委員事務局副監査監、人事委員会事務局人事主幹、労働委員会事務局副課長、議会事務局総務課副課長、世界遺産登録推進室長、就労支援室長、地域医療体制整備室長、施設整備室長、水資源調整室長、県立高校再編整備推進室長、教育情報化推進室長<u>並びに</u>人権・同和教育室長をいう。</p> <p>(7)～(19) 略</p>

附 則

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。